

○群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

令和七年三月二十八日規則第二十七号

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

群馬県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十三年群馬県規則第六号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第一条** この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第二条** この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（証明書等の様式）

**第三条** 法第七条第一項（法第二十四条第二項及び第四十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定するその身分を示す証明書は、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）別記様式の例によるものとする。

2 法第七条第二項に規定する知事の許可証は、立入許可証（別記様式第一号）とする。

（許可の申請）

**第四条** 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けようとする者は、当該許可に係る工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第七条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第六十三条第一項第一号若しくは第二項第一号の規定により添付する図面に、当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（許可申請書の添付書類）

**第五条** 次の各号に掲げる書類は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 省令第七条第一項第五号に掲げる書類 別記様式第二号

二 省令第七条第一項第十号及び第二項第八号に掲げる書類 別記様式第三号

三 省令第七条第一項第十一号及び第二項第九号に掲げる書類 別記様式第四号

2 省令第七条第一項第十二号及び第二項第十号並びに第六十三条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 宅地造成等に関する工事の施行に係る地図（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図）の写し又は地図に準ずる図面（同条第四項に規定する図面をいう。）の写し
  - 二 宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書
  - 三 工事主の資力及び信用に関する申告書（別記様式第五号）
  - 四 工事施行者の能力に関する申告書（別記様式第六号）
  - 五 排水施設を設置する場合は、排水施設の設計に係る書類
  - 六 土地の求積図
  - 七 擁壁を設置する場合は、擁壁の展開図
  - 八 その他知事が必要と認める書類
- 3 省令第五十八条第一項第二号及び第二項第二号の規則で定める書類は、前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類とする。

（工事着手届出書）

**第六条** 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、工事着手届出書（別記様式第七号）を知事に提出しなければならない。

（国等の協議）

**第七条** 国又は都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「国等」という。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第七条第一項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- 2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第七条第二項各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる書類及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- 3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記様式第八号）に、省令第六十三条第一項第一号に掲げる書類（省令第七条第一項第八号及び第九号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議書（別記様式第九号）に、省令第六十三条第二項第一号に掲げる書類（省令第七条第二項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）及び第五条第二項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（工事計画の変更許可）

**第八条** 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の許可を受けようとするときは、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 工事主は、特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

4 工事主は、土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとするときは、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（軽微変更届出書）

**第九条** 法第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書（別記様式第十号）を提出することにより行わなければならない。

（国等の変更協議）

**第十条** 国等は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第十一号）に、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第十二号）に、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 国等は、特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（別記様式第十一号）に、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

4 国等は、土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（別記様式第十二号）に、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものに係る新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

**第十条の二** 次に掲げる申請を取り下げようとする者は、取下届出書（別記様式第十二号の二）を知事に提出しなければならない。

一 法第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による許可の申請

二 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定による協議の申請

三 法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による変更の許可の申請

四 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は法第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議の申請

（定期の報告）

**第十一条** 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）によらなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）によらなければならない。

3 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式第十三号）によらなければならない。

4 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（別記様式第十四号）によらなければならない。

（工事中止等の届出）

**第十二条** 工事主は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第一項又は第三十

四条第一項の規定により、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた工事を中止若しくは廃止しようとするとき又はその中止した工事を再開しようとするときは、速やかに工事中止・廃止・再開届(別記様式第十五号)を知事に提出しなければならない。

(緊急措置)

**第十三条** 工事主は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた工事について災害が発生し、又は他に危害を及ぼすおそれが生じた場合は、直ちに必要な措置をとるとともにその旨を文書により速やかに知事に届け出なければならない。

(検査の申請)

**第十四条** 法第十七条第一項若しくは第十八条第一項又は法第三十六条第一項若しくは第三十七条第一項の規定により検査を申請しようとする者は、法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を工区に分けて受けた場合において、当該工区ごとに検査の申請を行わなければならない。

(工事等の届出書の添付書類)

**第十五条** 省令第五十二条第一項又は第三項並びに第八十二条第一項又は第二項の届出書には、省令に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事計画断面図(構造物に係るものを含む。)

二 知事が必要と認める書類

2 省令第五十五条又は第八十五条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図

二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図

三 知事が必要と認める書類

3 省令第五十六条又は第八十六条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 位置図

二 知事が必要と認める書類

(証明書の交付)

**第十六条** 省令第八十八条の規定により証明書の交付を求めようとする者は、証明申請書(別記様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

**第十七条** 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書、協議書、報告書及び証明書の提出部数は、正本一通及び副本二通とし、工事の施行地を管轄する土木事務所長に提

出しなければならない。

#### **附 則**

- 1 この規則は、令和七年五月二十六日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現になされている申請等の様式については、改正後の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **附 則（令和八年三月十七日規則第十六号）**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の規定により提出されている申告書等は、改正後の同規則の相当規定により提出されたものとみなす。

別記様式第1号（規格A4）（第3条関係）

立 入 許 可 証

第 号  
年 月 日

様

群馬県知事

印

宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第2項の規定により、次の行為を許可する。

1 行為年月日	年 月 日	時から 時まで
2 行為場所		
3 行為目的		
4 行為内容		
5 責任者 職氏名		
備 考		

別記様式第2号（規格A4）（第5条関係）

設計者の資格に関する申告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

設計者 住所  
氏名  
生年月日  
電話番号

次のとおり申告します。

資格該当条項等	概要	○印欄	添付書類等
盛土規制法施行令	第22条第1号	大学等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験2年以上	卒業証明書
	第22条第2号	3年課程短期大学卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験3年以上	卒業証明書
	第22条第3号	短期大学又は高等専門学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験4年以上	卒業証明書
	第22条第4号	高等学校又は中等教育学校等卒業者（土木又は建築）で土木又は建築技術経験7年以上	卒業証明書
	第22条第5号	（次に掲げる者）	
盛土規制法施行規則	第35条第1号	土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者	宅地造成技術講習会修了証
	第35条第2号	（次に掲げる者）	
昭和37年建設省告示第1005号	第1号	大学院又は専攻科等1年以上在学者（土木又は建築）で、土木又は建築技術経験1年以上	在学期間を証明する書類
	第2号	技術士法第2次試験のうち以下の技術部門合格者 ・建設部門 ・農業部門（選択科目「農業農村工学」） ・森林部門（選択科目「森林土木」） ・水産部門（選択科目「水産土木」） 旧技術士法第2次試験のうち以下の技術部門合格者 ・林業部門（選択科目「森林土木」） ・農業部門（選択科目「農業土木」）	技術士の資格証明書
	第3号	一級建築士	一級建築士の資格証明書
	第4号	その他国土交通大臣が認めた者	

実務経歴	会社・団体名及び所在地	職名	主な経験の内容	期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月

- 注 1 該当する資格該当条項の○印欄に○を記すこと。  
2 資格該当条項ごとに記載されている添付書類を添えること。  
3 主な経験の内容の欄には、土木工事又は建築工事の設計、工事監理、施工管理等の技術に関する経験のみを記入すること。

別記様式第3号（様式A4）（第5条関係）

同意書

年 月 日

工事主

住 所

氏 名

様

権利者 住所

氏名

印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の規定に従い工事を行うことに同意します。

土地の所在地及び地番	面積（㎡）	権利の種別	摘要
計			



別記様式第4号（様式A4）（第5条関係）

周知措置報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は第29条の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、次のとおり報告します。

工事が施行される土地の所在地及び地番	
周知措置の方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input type="checkbox"/> 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
周知期間 (説明会開催日時)	年 月 日 から 年 月 日 まで ( 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分 まで )
説明会参加者数	名称 所在地
配布範囲・指示場所	
住民からの意見等	

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 該当する□の中にレ点を付してください。

3 添付書類

(1) 説明会を開催した場合

- ア 開催の周知範囲の位置図
- イ 開催案内及び結果資料（説明会資料等）

(2) 書面を配布した場合

- ア 配布範囲の位置図
- イ 配布書面

(3) 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合

- ア 掲示場所の位置図
- イ 掲示状況の写真
- ウ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの

別記様式第5号（規格A4）（第5条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

群馬県知事 宛て		年 月 日				
次のとおり申告します。		工事主住所 氏名				
設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税	千円	事業税 千円			
主たる取引金融機関						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 令	在社年数	資 格、免 許、学 歴、そ の 他	
			歳	年		
			歳	年		
			歳	年		
宅 地 造 成 等 経 歴	工 事 名	工事施行者名	工事施行場所	面 積	許認可番号年月日	着 工 ・ 完 了 年 月
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了
				m <sup>2</sup>	第 年 月 日 号	年 月 着工 年 月 完了

- 注1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建設業法による建設業者登録等について記入すること。
- 3 添付書類
- ・資金計画書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則別記様式第3）
  - ・預金残高証明書
  - ・資金借入又は融資証明書
  - ・工事主が以下の点に該当しないことを誓約する書類（工事主が法人の場合においては、役員全員について記載すること）
    - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - ロ 法（宅地造成及び特定盛土等規制法を含む。以下同じ。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
    - ハ 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可が取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
  - ・工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等に該当しないことを誓約する書類（工事主が法人の場合においては、役員全員について記載すること）
  - ・工事主が個人の場合においては、以下の書類
    - イ 所得税の納税証明書（その1）（直前3年間）
  - ・工事主が法人の場合においては、以下の書類
    - イ 法人税の納税証明書（その1）及び事業税の納税証明書（直前3年間）
    - ロ 事業経歴書
    - ハ 直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
    - ニ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（株主調書）（参考様式）
  - ・工事主が法人の場合であって、保有株式が発行済み株式総数の過半を有する株主又は出資の額の過半の額に相当する出資をしている者があるときは、以下の書類
    - イ 出資している者が個人の場合、個人番号カード、運転免許証等の公的な機関が発行したもので住所及び氏名が確認できる書類の写し又は住民票の抄本
    - ロ 出資している者が法人の場合、当該法人の登記事項証明書



- 注 1 工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 法令による登録等については、建設業法による建設業者登録、建築士法による建築士事務所登録等について記入すること。
- 3 添付図書
- 法人の登記事項証明書（個人の場合は以下の書類）
- ・税務署に開業届を提出している場合は開業届出証明書及び開業届の控えの写し
  - ・税務署に開業届を提出していない場合は所得税の納税証明書
- 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書

別記様式第7号（規格A4）（第6条関係）  
工事着手届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住所  
氏名

以下のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項  
第30条第1項 } の規定により許可を受けた

工事に着手したので、届け出ます。

1 許可番号	年 月 日 群馬県指令建第 号
2 工事着手年月日	年 月 日
3 工事完了予定年月日	年 月 日
4 工事施行者の住所・氏名 (法人にあつては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
5 現場管理者の 氏名及び連絡先	

注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 添付書類

標識の設置状況を明らかにする写真

工事の工程を示す書類

別記様式第8号（規格A4）（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$  の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)  (緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積 $m^2$				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無				
工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ $m$			
	イ	盛土又は切土をする土地の面積 $m^2$			
	ウ	切土	$m^3$		
		盛土	$m^3$		
	エ	番号	構造	高さ $m$	延長 $m$
	オ	番号	構造	高さ $m$	延長 $m$

カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
			c m	m
	キ 崖面の保護の方法			
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
	ケ 工事中の危険防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ス 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄		※協議に当たって付した条件		※協議番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第9号（規格A4）（第7条関係）  
土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法  $\left\{ \begin{array}{l} \text{第15条第1項} \\ \text{第34条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	m <sup>2</sup>		
6	工事の目的			
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危険防止のための措置			
	サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年 月 日			
ス 工事完了予定年月日	年 月 日			

	セ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
	※受付欄	※協議に当たって 付した条件

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第10号（規格A4）（第9条関係）

軽微変更届出書

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項  
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関する工事の  
変更について次のとおり届け出ます。

1	工事の許可番号	年 月 日 群馬県指令建第 号	
2	土地の所在及び地番		
3	変更に係る事項	変更前	変更後
4	変更の理由		
	※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考
※（処分庁記載欄）		第 号	
上記届出は、 年 月 日受理しました。			

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第11号（規格A4）（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法

第16条第3項において準用する第15条第1項  
第35条第3項において準用する第34条第1項

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	㎡		
		盛土	㎡		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	

				c m	m
キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ	工事中の危険防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日				
シ	工事完了予定年月日				
ス	工程の概要				
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
13	許可番号				
※受付欄			※協議に当たって付した条件		

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記入しない。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入すること。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。（複数選択可）
- 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第12号（規格A4）（第10条関係）  
土石の堆積に関する工事の変更協議書

年 月 日

群馬県知事 宛て

協議者 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項において準用する第15条第1項  
第35条第3項において準用する第34条第1項 }

の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名	
2	設計者の住所及び氏名	
3	工事施行者の住所及び氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	m <sup>2</sup>
6	工事の目的	
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置	
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	
	キ 空地の設置	番号 空地の幅 m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
	コ 工事中の危険防止のための措置	
サ その他の措置		

	シ 工事着手予定年月日	年 月 日
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日
	セ 工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	変更の理由	
10	許可番号	
	※受付欄	※協議に当たって 付した条件

注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記入しない。

3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。

5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第12号の2（規格A4）（第10条の2関係）

取下届出書

年 月 日		
群馬県知事 宛て		
届出者 住所 氏名		
年 月 日申請の宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項の規定による 申 請書（協議書）は、次の理由により取り下げたいので届け出ます。		
工 事 主 の 住 所 及 び 氏 名		
申 請 を し て い る 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
取 下 げ の 理 由		
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考
※（処分庁記載欄）  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">第 号</div> 上記届出は、 年 月 日受理しました。		

注 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第13号（規格A4）（第11条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項  
第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関

する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日群馬県指令 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における盛土又は切土の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における盛土又は切土の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
 3 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第14号（規格A4）（第11条関係）  
土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

群馬県知事 宛て

工事主 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項  
第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に関する工事

の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 群馬県指令 第 号			
4 報 告 年 月 日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
7 報告の時点における土石の堆積の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。  
 3 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

別記様式第15号（規格A4）（第12条関係）

工事中止・廃止・再開届

年 月 日

群馬県知事 宛て

届出者 住 所  
氏 名

下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号	年 月 日 群馬県指令建第 号 (最初に届け出た年月日 年 月 日)	
2 工事を（中止）している土地の所在及び地番		
3 工事を中止（再開・廃止）しようとする理由		
4 工事進捗状況及び防災・安全対策措置の施行状況について		
5 中止（廃止）後の責任者の職氏名・住所・連絡先について		
6 工事中止（廃止）の完了時期	年 月 日	
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	備考
※（処分庁記載欄） 第 号 上記届出は、 年 月 日受理しました。		

- 注 1 法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 工事中止・廃止・再開については、該当する項目に○をつけること。
- 3 1欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 4 4欄は、中止・廃止後も災害が生じないよう措置を取った状況を記載すること。
- 5 工事中止期間においても、宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は必要です。
- 6 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第16号（規格A4）（第16条関係）

証明申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

群馬県知事 宛て

申請者住所  
氏名

敷地の所在及び地番			
規制区域の種別	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域		
宅地造成及び特定盛土等規制法の許可年月日番号	年 月 日	第 号 ( )	
	年 月 日	第 号 ( )	
	年 月 日	第 号 ( )	
建築計画の概要	開発行為	有 無 ( m <sup>2</sup> )	
	用途	敷地面積	m <sup>2</sup>
	工事の種別	建築面積	m <sup>2</sup>
その他必要事項			
※土木事務所受付欄	※建築課受付欄	※決 裁 欄	※交 付 番 号 欄
年 月 日	年 月 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員 印	係員 印		係員 印

- 注 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。